

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急提言

全国知事会では、国内で初めての感染者が確認され、国における「新型コロナウイルス感染症対策本部」の開催と軌を一にし、1月30日に「新型コロナウイルス緊急対策会議」を設置するとともに、2月5日及び7日に政府与党及び総理官邸に対し要請活動を行った。

政府においては、2月13日に「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」を決定するとともに、2月14日には予備費の使用について閣議決定をされたところであるが、2月13日以降、新型コロナウイルス感染者の死亡が国内で初めて確認されるとともに、医療従事者や入院患者の感染や感染経路が不明な感染者が相次いで確認されるなど、感染拡大の様相は変わってきていることから、国民の不安はますます増大している。

感染者数が増加の一途を辿っている状況を踏まえ、国においては、地方自治体との十分な連携により、検査体制の大幅な強化、治療、相談体制の拡充など感染拡大の抑制に全力を挙げるよう下記のとおり強く求める。

記

1 早期発見のための、検査体制の強化

早期発見による感染拡大防止のため、簡易検査キットの早期開発及び供給体制の確立並びにリアルタイムPCR検査機器の配備及び検査試薬の十分な提供、都道府県における大学や国が指定する民間検査機関への外部委託の活用など、地域における検査体制を強化すること。

2 感染拡大に対応するための、医療体制の強化

「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関の運営経費に対する支援を速やかに行うとともに、国立病院機構など、国が関与する医療機関においては、外来患者に加え、積極的に入院患者を受け入れるように働きかけること。

併せて、感染症指定医療機関などにおける医療機器の整備、医療物資（マスク、消毒薬、感染防護具等）の確保、外国語対応などの医療体制の整備に対する支援を行うとともに、医療従事者や救急隊員等搬送従事者が安心して従事できるよう、院内感染防止のための医療機関に対する相談支援や構造設備の変更等に対する支援を速やかに行うこと。特に、搬送等に必要の人員・車両・資器材の調達に関する支援の充実を図ること。

また、無症状病原体保有者の存在などを踏まえた症例定義等を迅速かつ明確に提示するとともに、検査対象基準の柔軟な見直しや無症状者及び軽症者・重症者の入院の要否判断をはじめとした医療機関における患者受入などに係るマニュアルを専門家会議の意見も踏まえ、早急に提示し、適正な運用を図ること。

国内での新型コロナウイルス感染症の症例等を取りまとめ、診断及び治療に有用な情報を医療現場に還元すること。

3 早期終息に向けた、ワクチンの早期開発及び医療物資の確保

感染の早期終息に向け、国主導の下、民間企業等とも連携して、抗ウイルス薬、ワクチンの早期開発及び供給体制の確立に速やかに取り組むこと。

併せて、(国研) 国立国際医療研究センターが実施する既存の抗H I V薬等の治験について、全国の希望する医療機関も参加できるようにすること。

また、必要な医療物資が不足していることから、「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関の増加等も踏まえ、国の責任において、安定的な流通に努めるとともに、医療機関に優先的に配分すること。

なお、今後の患者数の状況によっては、一般の医療機関での対応も想定されることから、医療物資の配分について実効性のある計画を策定するとともに、体制の整備に要する経費に対する支援を行うこと。

4 国民の不安解消に向けた、情報提供・相談体制の強化

国民及び在住外国人、並びに外国人観光客の不安の解消、感染の予防、風評被害の拡大防止のため、新型コロナウイルスの特徴や感染力、症状などの正確な知識の普及啓発や個人・企業・教育現場・高齢者施設等で行うべき予防対策及び感染者が発生した場合の感染拡大防止対策に関する情報について、外国語対応を含め、分かりやすく提供するとともに、短縮ダイヤルを活用した多言語による24時間対応などの相談体制の強化に努めること。生活者としての外国人技能実習生等及び実習実施者等に対しても、正確な情報提供や相談体制の充実を図ること。なお、感染症による影響が長期化する場合、技能実習生等や受入れ企業等、双方への影響が懸念されることから、必要な対応を検討すること。

併せて、地方自治体に対し、必要な情報を正確かつ迅速に提供すること。特に、政府チャーター機や大型クルーズ船の乗客等の情報が一切なく、帰宅後のフォローも場合によっては検討する必要があることから、必要な情報を帰宅先の地方自治体と共有すること。

「帰国者・接触者相談センター」における業務内容の大幅な見直し等については、現場の混乱を招くことのないよう、必要な情報を迅速に提供すること。

また、国民に対し、病欠は感染拡大の防止につながる大切な行動であり、発熱など風邪の症状が見られた時は、学校や会社を休み、外出を控えるよう、国として十分に働きかけること。

5 国民の不安解消に向けた、統一的な対応方針の提示

感染者の情報公開については、感染の拡大防止の観点から、感染者の行動歴などの公表のあり方について、風評被害及びプライバシー保護にも配慮した、統一的な対応方針を提示すること。併せて、「国内感染期」を見据えた、感染の流行状況などの情報の提供のあり方についても検討すること。

また、無症状病原体保有者や感染が疑われる者の情報公開についても、統一的な対応方針を提示するとともに、感染者や濃厚接触者等が確認された場合の教育機関、社会福祉施設、宿泊施設等における具体的な対応方針を示すこと。

さらに、デマや流言等による感染者、経過観察中の帰国者やその家族等への偏見・差別的な扱いや感染者等が滞在した施設や地方自治体への風評についても社会的リスクと捉え、必要な対策を講じること。

6 非常事態における国の対応の強化

大型クルーズ船における集団感染など、通常の感染症対策の枠を超えた非常事態が発生した場合には、地元自治体の負担軽減や関係自治体の混乱を招くことのないよう、患者の受入れの調整、搬送等について、国がリーダーシップを発揮して、主体的に対応すること。

併せて、国の施設等において必要な病床を確保するなど、受入医療機関を確保するための体制を充実すること。特に、重症化した患者に対しては、感染症指定医療機関において、適切な治療を受けられる体制を整備すること。

また、感染者の搬送や、医療機関との調整に要する費用など、地元自治体等の支出に対し、必要な財政措置を講じること。

7 国内侵入を確実に防止するための、水際対策の徹底

新型コロナウイルスのこれ以上の国内侵入を確実に防止するため、外国人旅行者などの入国時の検疫体制、特に地方の空港や港湾などにおける検疫体制を強化すること。

8 地域経済への影響を踏まえた対策の実施

キャンセルが相次ぐ観光関連産業及び中国に生産拠点を持つ企業や中国と取引のある企業への影響、大規模イベントの延期などの自粛ムードの拡大による経済活動への影響などを的確に把握し、地域経済への影響を最小限に留めるため、政府の緊急対応策で示された中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援策や雇用対策について、速やかな制度内容の周知徹底と的確な実施、現場の必要性に応じた弾力的な運用に努めること。

併せて、事態や地域の置かれた状況の変化に的確に対応し、地域における消費喚起を促すための必要な支援策を講じるとともに、感染が一定終息した段階で「ふっこう周遊割」のような宿泊料割引制度の創設など、国内外からの観光需要の速やかな回復に向けた誘客のための具体的な取組に対する支援を速やかに行うこと。

また、テレワークや時差出勤などの柔軟な働き方や従業員が休みやすい環境整備などの取組に対する支援を行うこと。

9 早期終息に向けた、機動的な財政出動

新型コロナウイルス感染症対策は、国家的な危機管理の問題であることから、地方自治体や医療機関が行う各種対策に要する費用について、国の責任において、十分な財政措置を講じるなど、機動的な財政出動を行うこと。

令和2年2月21日

全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策会議

会長	飯泉 嘉門
総務常任委員会委員長	西脇 隆俊
社会保障常任委員会委員長	平井 伸治
危機管理・防災特別委員会委員長	黒岩 祐治